

知財の広場

「海外セミナーの開催について」

みなさんが海外展開（輸出、海外生産、海外拠点）する場合、さまざまなことを検討の上、海外展開を決定しているものと思います。

その際に、輸出であれば、「どうやって海外に販売して利益を得るか？その国の法律に照らして、適法に販売できるか？輸出の方法はどうするのか？」等々検討する課題は多々ありますが、知的財産に関して検討されることは少ないのが実情ではないかと思えます。

しかし、たとえば、自社商品を輸出しようとしたところ、その国で登録されている特許権を侵害しているということで、販売から数年後に多額の損害賠償請求をされたり、他人が輸出先の国で自社商品名を商標登録しており、商品名を変えないといけなくなったりと、知財に関する課題も、多々あるのが実情です。

特許庁は「経済のグローバル化に伴い、中小企業においても海外進出が進んでおりますが、海外市場の販路開拓や模倣被害への対策には、進出先において特許権や商標権等を取得することが重要です。しかし、外国出願費用をはじめとする海外での知的財産活動費は高額であり、資力に乏しい中小企業にとっては大きな負担となっています。」ということで、中小企業等に対して、さまざまな助成事業をしています。

このように、中小企業および小規模事業者の方に、海外展開する上での、リスクを理解いただいて、海外展開をスムーズに進めていただく上での一助になればということで、知財総合支援窓口が主催で、企業で海外勤務経験もある講師を招いて、以下の日程でセミナーを開催（いずれも予約要）いたしますので、多数の参加をお待ちしております。

なお、海外進出の対象地域としては、滋賀県貿易実態調査結果をもとに、海外進出の多かった「中国・ASEAN」を選定させていただいています。

日時：2018年11月5日（月）、12月6日（木）

いずれも 14:00~16:40

場所：草津市立まちづくりセンター

お問い合わせ先：INPIT 滋賀県知財総合支援窓口 TEL 077-558-3443

知財ナビゲーター 有元 幸郎